

地域計画

策定年月日	令和7年3月28日
更新年月日	令和8年3月31日 (第1回)
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	本部町 47308
地域名 (地域内農業集落名)	渡久地・大浜・谷茶辺名地行政区 (渡久地・野原・大浜・谷茶・辺名地)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	74 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	74 ha
② 田の面積	0 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	56 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0.43 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0.26 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	7.43 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	5.09 ha
(備考)	

- 注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。
 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
 5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

本部町の農業構造は、耕作者の約8割が60代以上の高齢者で、基幹作物であるサトウキビ、パインアップルも作付面積・生産量とも総じて著しい減少傾向にあり、高齢化による後継者問題も深刻である。さらに農業後継者に継承されない農地や担い手に集積されない農地は一部遊休農地となっており、近年増加傾向にあることから、このまま放置すれば担い手の規模拡大が遅れるばかりではなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすことが考えられる。また本地域ではかんがい排水事業や基盤整備事業の推進、農業用水の確保など要望も多く、早急に対処することが求められる。
課題として、大浜土地改良区の農業用水の整備が、挙げられた。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・渡久地地域に農地はほとんどない。
 ・野原地域は主としてキウが栽培され、その他にサトウキビも若干栽培されている。
 ・大浜地域は土地改良事業が行われているがかんがい施設がなく、主に栽培されているサトウキビは干ばつに弱い。
 ・谷茶と辺名地地域は一部土地改良事業が行われ、サトウキビが主に栽培されている。その他にキウやパイン、野菜なども栽培されており、個人が行っているビニールハウス団地ではマンゴーやパッションフルーツなどの果物の栽培も盛んである。
 ・今後はブランド化を図る作物や家畜並びに施設園芸において収益性の高い作目や作型を担い手中心に導入し、地域としての産地化を図るとともに農業生産の所得の拡大に努める。
・飼料作物生産を含め、地域内外から耕作者を確保し、担い手への農地集積を図る

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
<ul style="list-style-type: none"> ・就農希望者のマッチングを図るために農業委員会及び農業協同組合と連携して、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び農業経営・就農支援センターへ情報を提供する。 ・担い手確保のため、関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報や後継者がいない情報などを県及び農業経営・支援センター等の関係機関へ情報提供する。 ・新たに農業経営を開始しようとする者に対して農地等に関する相談、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を関係機関を通じて行う。 ・個々の地域では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。 ・飼料作物生産を含め、地域内外から希望する認定農業者等受け入れ、担い手への農地集積を促進する。 			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	5.42	%	将来の目標とする集積率
			5.78 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
<ul style="list-style-type: none"> ・地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。 ・利用集積が遅れている集落においては、認定農業者への利用集積を強化する。 			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
<ul style="list-style-type: none"> ・本地域には令和6年度時点で8名の中心的な農業を担う者がいる。 ・本部町、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、その他の組合等の関係機関や団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形で農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。 ・農業委員会を活用し、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者(農用地の引き受け手)の状況等に応じ、地域の地理的条件、営農類型の特性、農地の保有・利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集約(集積)の取組を促進する。
(2)農地中間管理機構の活用方法
<ul style="list-style-type: none"> ・自治会長などを通じてリタイアする農家の把握に努め、貸付意向のある農家に対し、農地中間管理機構の積極的な活用を図る。 ・農地中間管理機構の取組を周知し、農地の集積・集約化を推進する。
(3)基盤整備事業への取組
<ul style="list-style-type: none"> ・大小堀川を利用したかんがい排水事業や未整備ほ場の基盤整備事業の推進に努める。 ・農業用水の要望が多いことから農業用水確保のための水源を調査し、事業化の可能性を検討する。 ・近隣の他市町村及び関係機関等と連携し、飼料を含む基盤整備に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
<ul style="list-style-type: none"> ・規模拡大に意欲のある認定農業者等の担い手の確保と、認定新規就農者の受入れも促進する。 ・担い手のみに関わらず、意欲のある利用者にも集積を図り、担い手への位置付けに努め、今後の地域農業者の高齢化に伴う担い手不足に備える。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
<ul style="list-style-type: none"> ・効率的な農作業の受託事業を行う生産組織や農家の育成を行う。 ・地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託を促進する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①カラスやマンガース等の被害が確認された場合、拡大を防止するため速やかに罠の設置を進める。また目撃情報や被害情報が続くようであれば迅速に専門家を交えた体制の構築を図る。
- ②堆肥や有機肥料を活用した土づくり等を推進することで化学肥料の使用量の削減に努め、周辺環境負荷軽減に配慮した環境保全型農業を推進する。
- ③農作業の負担軽減や効率化を図るため、実現可能なスマート農業の導入・活用を検討する。
- ④野菜、スイカ等の収益力向上に繋がる栽培品種の検討と輸出等も含め、更なる販路拡大を推進する。
- ⑤果樹、花卉等の園芸作物の安定生産や生産拡大の取り組みを進める。
- ⑧生産施設への取組みとしてビニールハウス等の施設に係る費用の一部助成を行う補助事業等を活用することで、農業振興を図る。
- ⑨耕種農家と畜産農家等が連携し、畜産農家が生産する良質な堆肥を農地に還元し、肥料、土づくりに利用できるように取り組みを進める。
- ⑨関連補助事業等を活用し、地域農業を担う者を地域内外から受け入れ、その者へ農地集積・集約を促進する。
- ⑩交付金を活用した新規就農支援や農機具の支援等を検討する。
- ⑩今後も継続的に農業者・本部町・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・沖縄県等と連携して協議の場を開催し、見直し等も含め、地域計画の内容の充実を図る。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

	属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				
			経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図上 の表示	備考
1	利用者			2.46 ha	ha		2.46 ha	ha	37	
2	利用者			0.22 ha	ha		0.22 ha	ha	69	
3	利用者			0.24 ha	ha		0.24 ha	ha	99	
4	利用者			0.06 ha	ha		0.06 ha	ha	106	
5	利用者			0.23 ha	ha		0.23 ha	ha	111	
6	利用者			0.64 ha	ha		0.64 ha	ha	128	
7	利用者			0.26 ha	ha		0.26 ha	ha	145	
8	到達			0.53 ha	ha		0.53 ha	ha	146	
9	利用者			0.00 ha	ha		0.00 ha	ha	153	
10	認就			0.31 ha	ha		0.47 ha	ha	163	
11	認就			0.96 ha	ha		0.96 ha	ha	166	
12	利用者			0.41 ha	ha		0.41 ha	ha	180	
13	利用者			0.02 ha	ha		0.02 ha	ha	224	
14	利用者			0.01 ha	ha		0.01 ha	ha	264	
15	到達			0.30 ha	ha		0.30 ha	ha	278	
16	利用者			0.68 ha	ha		0.68 ha	ha	307	
17	利用者			0.19 ha	ha		0.19 ha	ha	312	
18	利用者			0.26 ha	ha		0.26 ha	ha	325	
19	認就			0.23 ha	ha		0.23 ha	ha	346	
20	認農			0.22 ha	ha		0.32 ha	ha	349	
21	認農			0.96 ha	ha		0.96 ha	ha	350	
22	到達			1.38 ha	ha		1.38 ha	ha	355	
23	認就			0.08 ha	ha		0.08 ha	ha	405	
24				ha	ha		ha	ha		
25				ha	ha		ha	ha		
26				ha	ha		ha	ha		
27				ha	ha		ha	ha		
28				ha	ha		ha	ha		
29				ha	ha		ha	ha		
30				ha	ha		ha	ha		
31				ha	ha		ha	ha		
32				ha	ha		ha	ha		
33				ha	ha		ha	ha		
34				ha	ha		ha	ha		
35				ha	ha		ha	ha		
36				ha	ha		ha	ha		
37				ha	ha		ha	ha		
38				ha	ha		ha	ha		
39				ha	ha		ha	ha		
40				ha	ha		ha	ha		
41				ha	ha		ha	ha		
42				ha	ha		ha	ha		
43				ha	ha		ha	ha		
44				ha	ha		ha	ha		
45				ha	ha		ha	ha		
46				ha	ha		ha	ha		
47				ha	ha		ha	ha		
48				ha	ha		ha	ha		
49				ha	ha		ha	ha		
50				ha	ha		ha	ha		

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。